

第9章 誘導施策の検討

本計画では、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設の設定をもとに、それらの誘導を促進するための各種施策を実施することにより、計画の実効性を高めることがとめられます。それら必要な施策について、本計画で整理した施策・誘導方針にもとづき、「第2次平川市長期総合プラン後期基本計画」「平川市地域公共交通計画」等における施策をもとに設定します。

9.1 都市機能誘導に係る施策

都市機能誘導区域への都市機能の誘導については、本市が行う施策・事業を推進することにより、誘導施設の誘導・維持や、拠点内の環境形成を図ります。

【施策・誘導方針①】市民の暮らしを支える中心地の形成

1 安心できる地域医療の確保	
主要施策	■初期医療や慢性期医療を中心とした医療サービスの充実

2 子育て支援の充実	
主要施策	●子育てに関する相談支援体制の充実 ●子育て環境の充実

3 介護保険の健全運営	
主要施策	■介護給付の適正化

【出典】

- ：第2次平川市長期総合プラン後期基本計画
- ：第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ▲：平川市地域公共交通計画

【活用可能な国の施策例】

- ・都市構造再編集集中支援事業
- ・市街地再開発事業
- ・都市再生区画整理事業
- ・集約都市形成支援事業
- ・まちなかウォークアブル推進事業
- ・まちなか公共空間等活用支援事業 等

9.2 居住誘導に係る施策

居住誘導区域への居住の誘導については、本市が行う施策・事業を推進することにより、居住誘導区域内への誘導を図ります。

【施策・誘導方針②】高齢者や子育て世代等誰もが暮らしやすい居住環境の形成

1 移住・定住につながる支援の充実	
主要施策	■移住者等に対する住宅取得支援の実施 ■不動産業者・金融機関等関係事業者との連携
2 新たな居住環境の整備	
主要施策	■事業者が行う宅地開発に対する支援の実施 ■市内居住の需要に合わせた施策の構築
3 子育て世代や若者の呼び込み	
主要施策	●SNS等を活用した情報発信 ●空き家・空き地の利活用促進 ●民間業者に対する宅地開発や住宅取得への支援
4 安心できる居住環境の確保	
主要施策	■空家等の発生予防・抑制と適切な管理 ■老朽化した危険な空家等の除却に対する支援施策の構築 ●防災意識の高い安全・安心なまちづくりの推進 ●地域コミュニティ活動の支援

【出典】

■：第2次平川市長期総合プラン後期基本計画

●：第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

▲：平川市地域公共交通計画

【活用可能な国の施策例】

・都市構造再編集集中支援事業	・宅地耐震化推進事業
・市街地再開発事業	・防災・省エネまちづくり緊急促進事業
・住宅市街地総合整備事業	・防災集団移転促進事業
・地域居住機能再生推進事業	・都市防災総合推進事業
・公営住宅等整備事業	・防災街区整備事業 等

9.3 公共交通ネットワークに係る施策

公共交通ネットワークに係る施策については、本市での生活利便性の維持・向上及び市外へのアクセス利便性の向上に資する要素であることから、鉄道事業者等との協議・連携のもと、必要な施策を講じます。

【施策・誘導方針③】誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築

1 実情に応じた公共交通の整備	
主要施策	■公共交通体系の維持と利用促進 ●市民生活確保・維持のための地域公共交通の構築 ▲鉄道や路線バスの適切な運行の維持
2 地域内及び地域間の移動手段の確保・維持	
主要施策	▲市役所本庁舎を拠点に駅や医療施設、商業施設等を結んだ中心市街地交通軸の形成 ▲デマンド交通「のらっさ」のさらなる利用促進

【出典】

- ：第2次平川市長期総合プラン後期基本計画
- ：第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ▲：平川市地域公共交通計画

【活用可能な国の施策例】

- ・都市構造再編集集中支援事業
- ・都市・地域交通戦略推進事業 等

第10章 防災指針の検討

10.1 防災指針について

近年、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害により、人命や住まい、まち等に甚大な被害が生じています。このような状況を踏まえ、都市再生特別措置法の改正(令和2年6月)により、立地適正化計画に誘導区域内の住宅や誘導施設のための防災対策を示した指針を定めることが規定されました。

都市においては、災害に強いまちづくりとあわせたコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域への新たな住宅等の立地を抑制し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の災害リスクに対しても可能な限り回避または低減をしつつ、適切な誘導を図ることがもとめられます。

防災指針では、各種災害ハザード情報を分析し、災害リスクを可能な限り回避あるいは低減させるための取組を検討します。特に、本計画で定める居住誘導区域において、今後どのように回避または低減していくかを整理します。

表10.1.1 本市における災害に関する情報

災害	災害ハザード情報	出典
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	国土数値情報
洪水 (平川)	洪水浸水想定区域 (浸水深：想定最大規模)	青森県資料 防災ハザードマップ
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	青森県資料 防災ハザードマップ

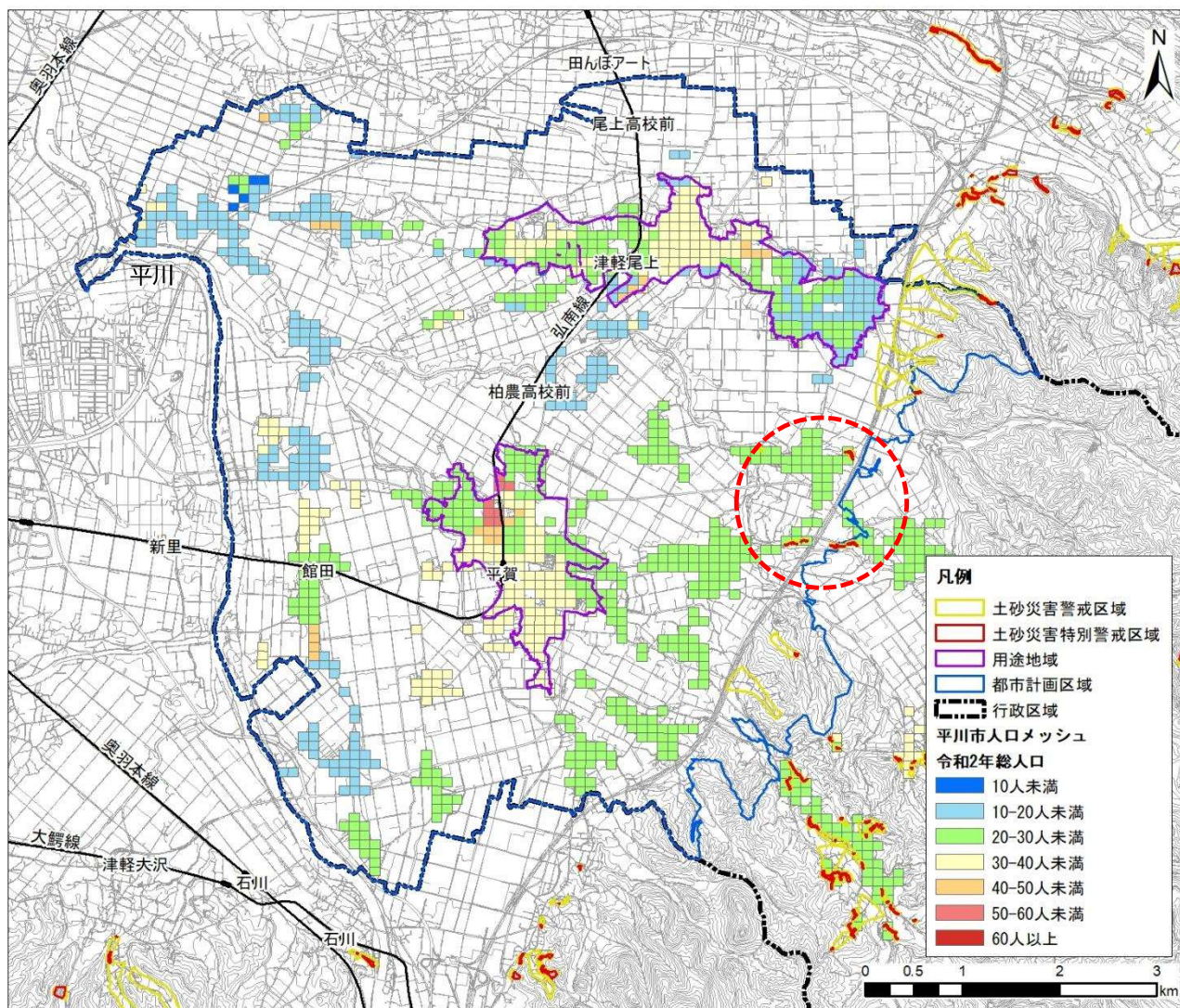
10.2 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

10.2.1 災害種別ごとのリスク分析

① 土砂災害警戒区域 × 人口分布

都市計画区域東側に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、その一部に住宅等の建物が立地しています。

図10.2.1 土砂災害警戒区域 × 人口分布

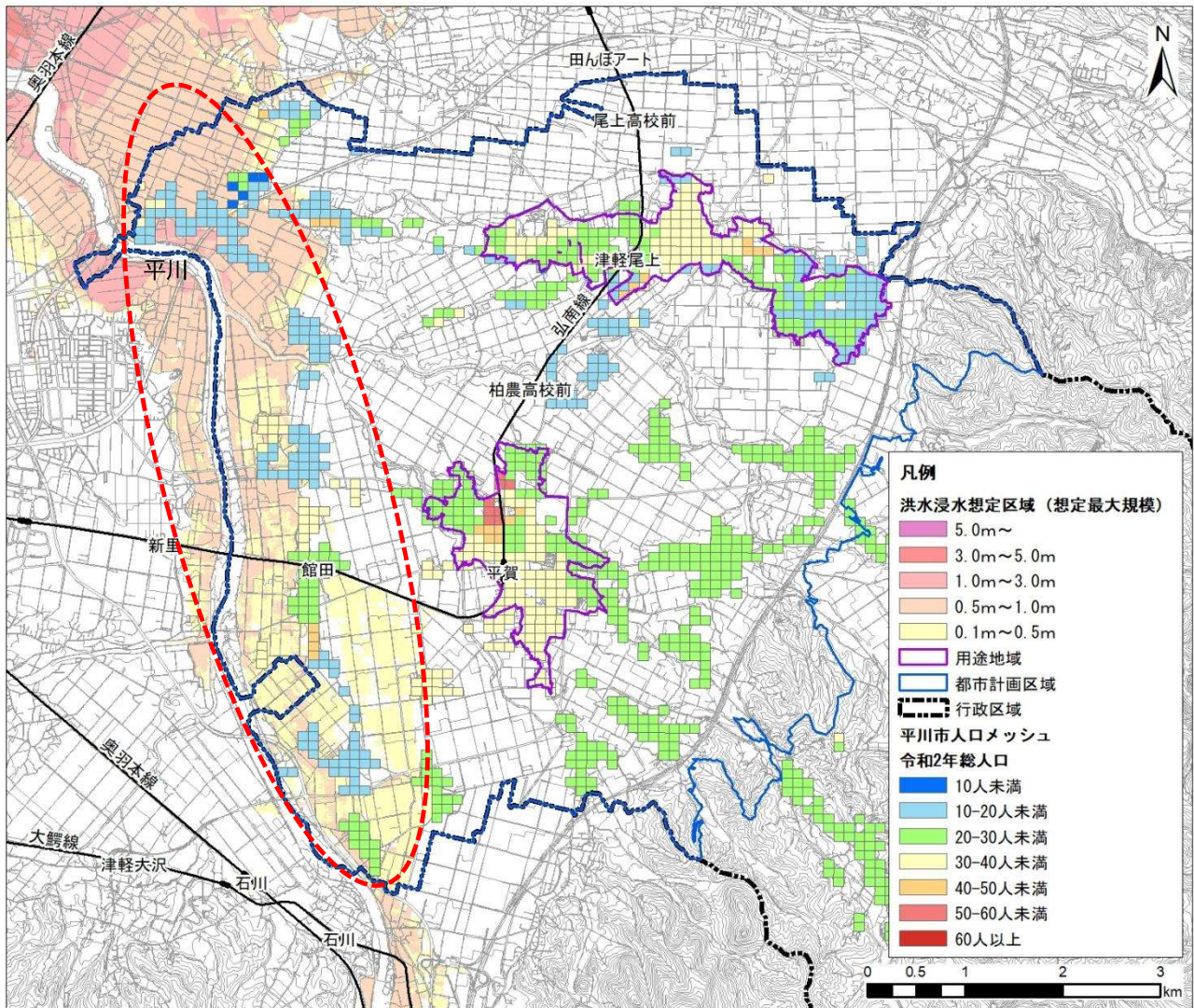


出典：国土数値情報

② 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 人口分布

都市計画区域西側の洪水浸水想定区域(想定最大規模)には人口が分布しており、その浸水深は0.5～1.0mとなっています。

図10.2.2 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 人口分布

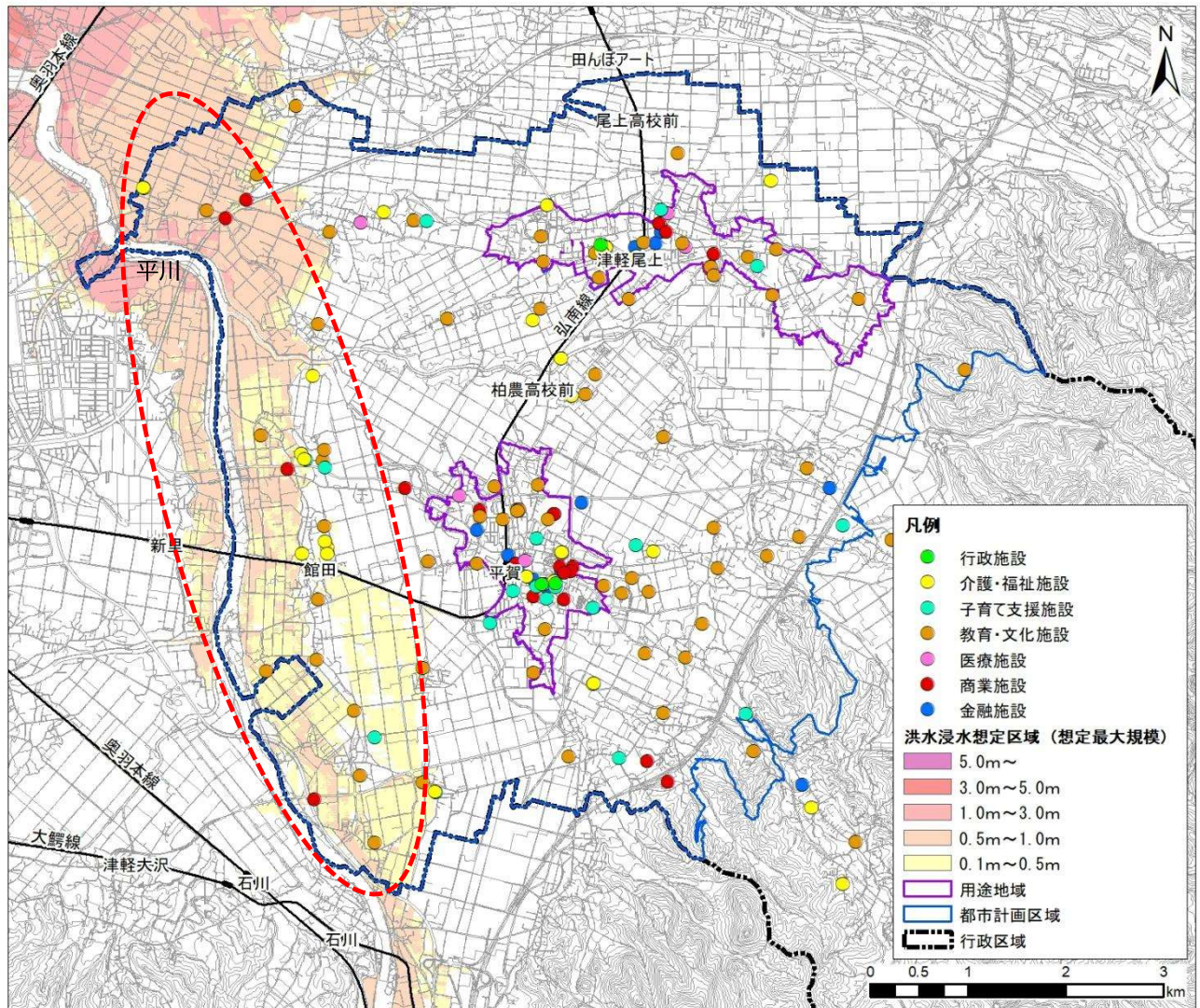


出典：青森県資料より作成

③ 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 施設分布

都市計画区域西側の洪水浸水想定区域(想定最大規模)には介護・福祉施設、教育・文化施設等の施設が分布しており、その浸水深は0.5～1.0mとなっています。

図10.2.3 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 施設分布

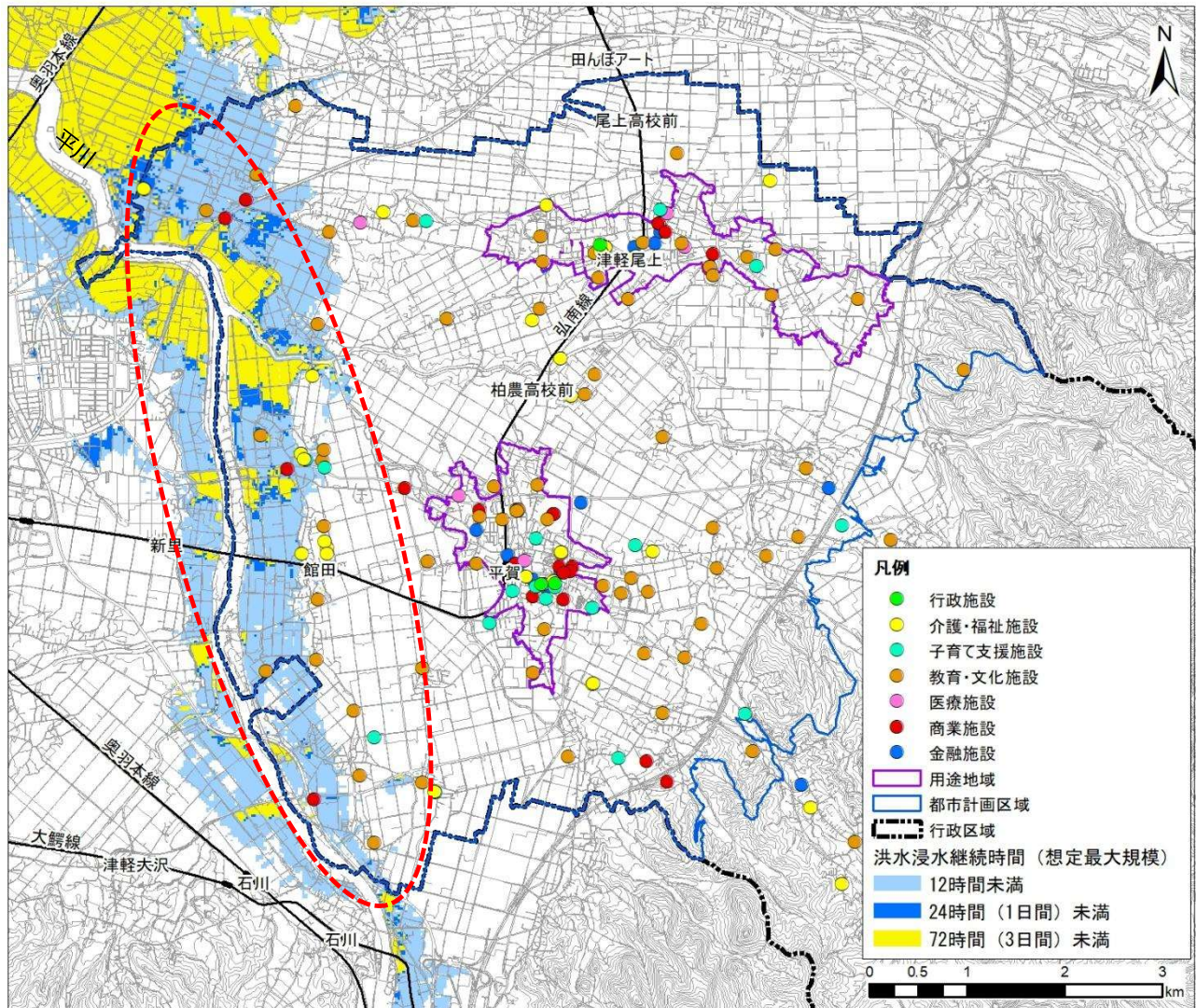


出典：青森県資料より作成

④ 洪水浸水継続時間(想定最大規模) × 施設分布

都市計画区域西側の洪水浸水継続時間(想定最大規模)の区域において介護・福祉施設、教育・文化施設等の施設が分布していますが、その継続時間は概ね 24 時間(1 日間)未満となっています。

図10.2.4 洪水浸水継続時間(想定最大規模) × 施設分布

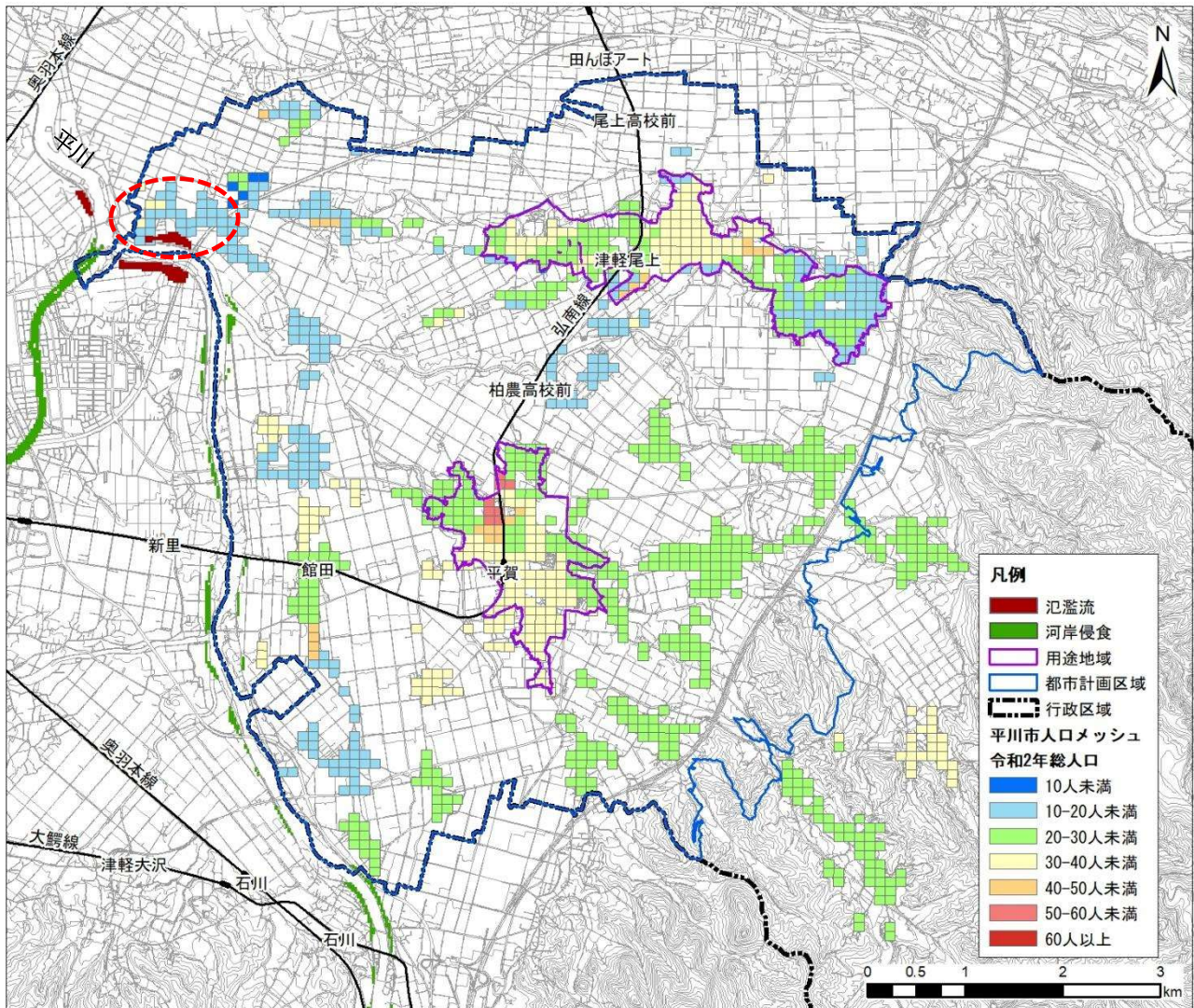


出典：青森県資料より作成

⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 人口分布

都市計画区域西側の家屋倒壊等氾濫想定区域において住宅の立地がみられます。氾濫流の状況や立地する建物構造によっては、建物の倒壊・流出の懸念があります。

図10.2.5 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 人口分布

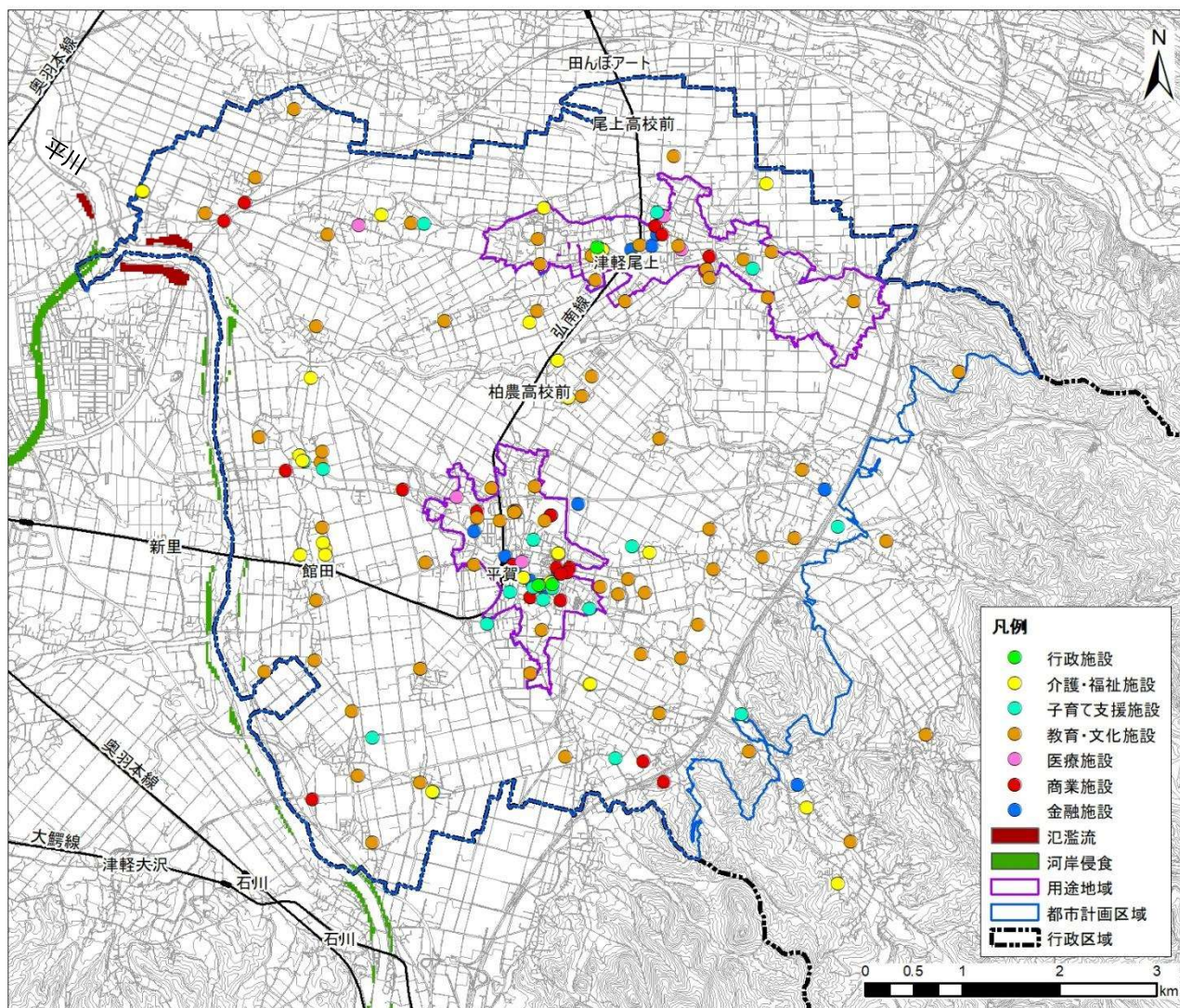


出典：青森県資料より作成

⑥ 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 施設分布

都市計画区域西側の家屋倒壊等氾濫想定区域において公共施設等の立地はみられません。

図10.2.6 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 施設分布



出典：青森県資料より作成

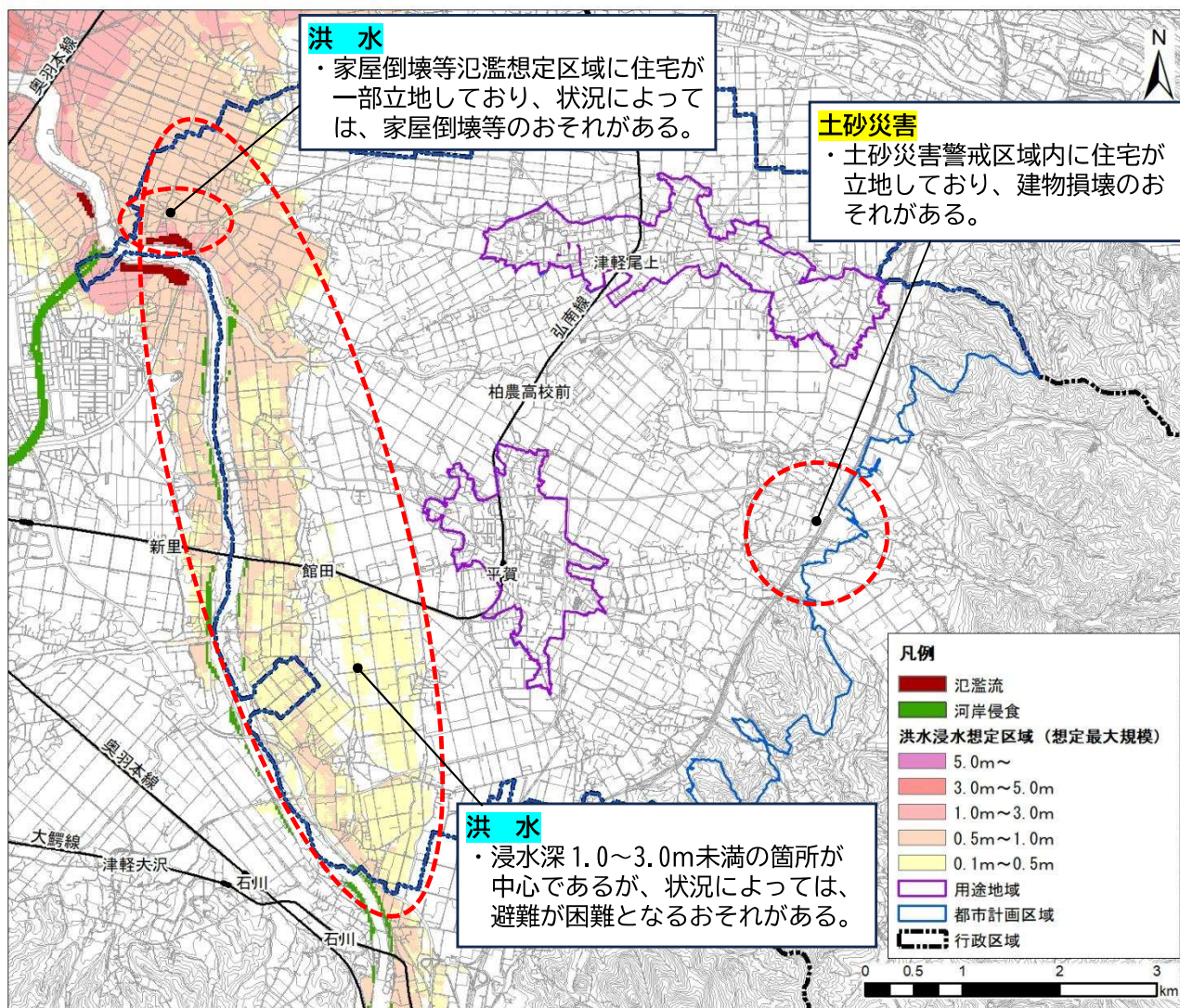
10.2.2 防災上の課題の抽出

災害種別ごとのリスク分析を踏まえ、防災上の課題を整理します。

本市の市街化区域(居住誘導区域)には対象となる土砂災害ハザード、洪水ハザードのエリアが該当していないことから、災害リスクは低いものと考えられます。

都市計画区域については、一部、土砂災害ハザード、洪水ハザードと人口分布、施設分布が重なる箇所があることから、その内容を整理します。

図10.2.7 防災上の課題の整理(土砂災害・洪水)



10.3 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

10.3.1 防災まちづくりの将来像

本計画の「第5章まちづくりの方針」では、立地適正化に関する基本的な方針として、「基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり」を掲げ、安全・安心に配慮した居住誘導を推進するものとしています。

本章の防災指針においても、地域ごとの課題の抽出を踏まえ、ソフト・ハード両面により防災まちづくりを推進していきます。

【防災まちづくりの将来像(再掲)】

基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり

- ・災害対策を強化し、安全で安心して過ごすことができる都市空間の形成を目指します。
- ・災害リスクのあるエリアへの居住の抑制を目指します。
- ・克雪対策や災害対策を強化し、四季を通じて安全で安心して過ごすことができる都市空間の形成を目指します。

10.3.2 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、防災における取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの回避や低減につとめます。

表10.3.1 取組方針

災害	課題	取組方針
土砂災害	・土砂災害警戒区域内に住宅が立地しており、建物損壊のおそれがある。	【リスクの回避】 ・安全なエリアへの緩やかな居住誘導等によるリスクの回避
洪水	・平川沿いは浸水深1.0～3.0m未満の箇所が中心であるが、状況によっては、避難が困難となるおそれがある。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が一部立地しており、状況によっては、家屋倒壊等のおそれがある。	【リスクの低減】 ・河川等のインフラ整備 ・建築制限・指導、木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進、空き家等対策事業等の対策支援の充実 ・防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実、防災ハザードマップの周知等による啓発活動・情報提供等のソフト施策

10.4 具体的な取組とスケジュール

防災まちづくりの取組方針にもとづき、具体的な取組とスケジュールを以下のように設定します。

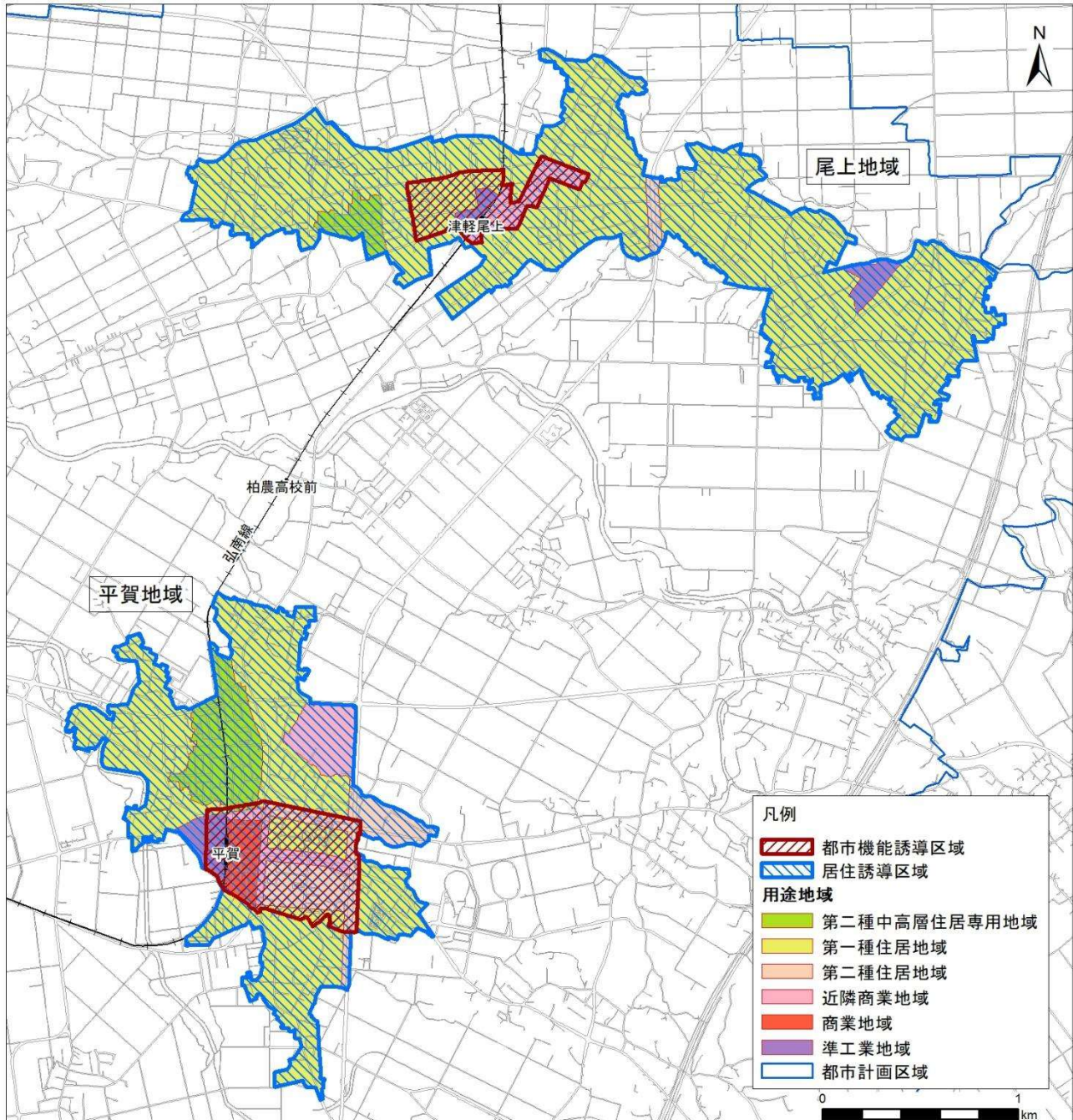
表10.4.1 取組とスケジュール

目的	取組	実施主体	実施時期		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
【リスクの回避】	安全なエリアへの緩やかな居住誘導	市	→	→	→
【リスクの低減 (ハード)】	平川等の河川改修	県	→	→	→
	避難所の機能強化	県・市	→	→	→
	福祉避難所の拡充	市・民間	→	→	→
	貯留槽等施設の整備	市	→	→	→
	防災備蓄倉庫の整備	市	→	→	→
	消防防災施設の整備	市	→	→	→
	空き家等対策事業(※)	市	→	→	→
【リスクの低減 (ソフト)】	防災ハザードマップの作成・更新・周知(※)	市	→	→	→
	災害時における住民への情報伝達手段の多重化(※)	市	→	→	→
	自主防災組織の設立・育成強化(※)	市・地域	→	→	→
	避難行動要支援者支援の充実(※)	市・地域	→	→	→
	マイ・タイムラインの普及促進	市	→	→	→

(※)：「弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画」の対応方策と同様

これまでの防災指針の検討の結果、居住誘導区域、都市機能誘導区域について、暫定時から変更を行わないこととします。

図10.4.1 都市機能誘導区域・居住誘導区域(防災指針検討後)



【面積】

- ・都市機能誘導区域：60.3ha
- ・居住誘導区域：426.1ha(用途地域公称値面積)

第11章 定量的な目標値等の検討

11.1 目標指標設定の基本的な考え方

国が示す都市計画運用指針では、立地適正化計画の必要性や妥当性について、「市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい」とされています。

また、評価に当たっては「おおむね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべき」とされています。

上記を踏まえ、本計画の方針と都市づくりの目標に基づいた定量的な目標指標を設定し、定期的な評価と計画内容の見直しを行いながら、持続可能な都市の構築に取り組んでいきます。

11.2 各分野の目標指標

表11.2.1 目標指標

【基本方針1 誰もが暮らしやすい居住環境づくり】

目標指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和27年度)	備考
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合	39.3% (令和2年)	現状値以上 または維持	居住誘導区域人口÷総人口 (12,006人÷30,567人)
都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設の立地数	5件	現状値以上 または維持	

【基本方針2 誰もが便利で快適な暮らしを享受できる都市づくり】

目標指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和27年度)	備考
市内地域公共交通利用者数 (年間)	17,300人	現状値以上	R6.12~R7.11のデマンド交通「のらっさ」利用者数
中心市街地交通軸の乗降者数 (バス停(平川市役所、平賀駅、平川診療所、イオンタウン平賀、平川市文化センター)の乗降者数)	65人/日	現状値以上	平川市地域公共交通計画の指標 (R7目標値：現状値以上)

【基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり】

目標指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和27年度)	備考
自主防災組織率	95.6%	100%	第2次平川市長期総合プラン後期基本計画の指標 (R8目標値：100%)
防災訓練の実施率 (自主防災組織単位)	50.1%	100%	防災訓練実施組織数÷自主防災組織数

1 1.3 期待される効果

目標指標が達成されることにより期待される効果を、「第2次平川市長期総合プラン後期基本計画」の策定時に実施された市民意識調査のうち、施策に対する満足度(「満足」「やや満足」と回答した人の割合)の項目を評価指標として設定します。

表1 1.3.1 評価指標

【基本方針1 誰もが暮らしやすい居住環境づくり】

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和27年度)
住環境整備の支援対策	35.95%	40%
移住・定住の支援対策	36.29%	40%

【基本方針2 誰もが便利で快適な暮らしを享受できる都市づくり】

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和27年度)
公共交通(電車・乗り合いタクシー)の 使いやすさ	24.08%	30%

【基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり】

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和27年度)
地震・災害に対する備えや安心感	41.97%	50%